

御杖村子育て短期支援事業実施要綱の一部を改正する告示

御杖村子育て短期支援事業実施要綱(平成 21 年御杖村告示第 36 号)の一部を次のように改正する。

第 1 条中「要綱」を「告示」に改める。

第 3 条各号列記以外の部分中「要綱」を「告示」に改める。

第 6 条ただし書中「手続き」を「手続」に改める。

第 15 条中「要綱」を「告示」に改める。

別表中

「

市長村民税非課税世帯 (※2)	夜間養護事業	基本分	1,200	300
		宿泊分	1,200	300
	休日預かり事業		2,350	350

」

を

「

市町村民税非課税世帯 (※2)	夜間養護事業	基本分	1,200	300
		宿泊分	1,200	300
	休日預かり事業		2,350	350

」

に改める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。